

## 減額認定証の手続きをお願いします。

入院時の窓口負担額が、自己負担限度額までとなります。

### 70 歳未満

所得区分※1	自己負担限度額(1ヶ月)		食事代(1食)
	3回目まで	4回目以降 ※2	
A (上位)	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%	83,400円	260円
B (一般)	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円	
C (非課税)	35,400円	24,600円	210円
			160円 ※3

※1 「A」 健康保険及び船員保険では標準報酬月額 53 万円以上、国民健康保険では当該年度の国民健康保険料(税)の算定基礎となる基礎控除後の総所得が 600 万円を超える世帯

「B」 総所得が 600 万円以下で、市民税課税世帯

「C」 市町村民税非課税世帯

※2 同じ世帯で3回目までの自己負担限度額を、過去1年間に4回以上支払った場合

※3 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた場合

### 70 歳以上

所得区分	負担限度額 (1ヶ月)	食事代 (1食)	療養病棟入院の場合※4		
			食事代(1食)	居住費(1日)	
認定証なし	44,400円	260円	460円	320円	
認定証あり	区分Ⅱ ※1	24,600円	210円	210円	320円
			160円 ※3		
	区分Ⅰ ※2	15,000円	100円	130円 老齢年金受給者	320円 老齢年金受給者
			100円	0円	

※1 世帯の全員が住民税非課税である世帯に属する人

※2 世帯の全員が住民税非課税であり各種収入から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する人(収入が年金のみの場合は年金収入80万円以下の人)

※3 過去1年間の入院日数が91日以上で、長期認定を受けた場合

※4 療養病棟に入院する65歳以上の方は 食費と居住費の一部を自己負担します。

尚、入院医療の必要性が高い人(人工呼吸器、中心静脈栄養などを要する人、難病の人など)は居住費がかかりません。

## 申請先

国民健康保険の方	各市町村役場、支所、出張所
協会けんぽの方	社会保険事務所
組合・共済保険の方	会社又は直接保険者へお問い合わせください